

お引越し等による水道の使用開始 中止の手続きについて



水道の使用を始めるときや、使用を止めるときは次の手続きが必要です。
お引越し等の予定が決まりましたら、お早めに上下水道局料金サービス課までご連絡ください。

転入する場合（使用開始）

水道を使用したい希望日の3営業日前までに、使用開始のご連絡をお願いいたします。蛇口を回して水が出る場合でも、使用を始める手続きが必要です。

使用開始時の注意

水道の開栓を行う際は、立ち会いの必要はありませんが、室内の蛇口が閉まっているか確認してください。蛇口が開いていると、水が溢れ出て床が水浸しになる事があります。特にマンションなどでのシングルレバー（上下左右の開閉蛇口）は注意が必要です。

現在、口座振替をご利用の方で市内転居の場合は、口座振替が引き続きご利用いただけます。市外からの転入の場合は、お手数ですがあらためて手続きをお願いします。

転出する場合（使用中止）

水道料金の精算が必要となりますので、お引越しの3営業日前までに、使用中止のご連絡をお願いいたします。

※お届けが無いと、使用されていないとしても基本料金の請求が継続しますのでご注意ください。

※水道番号は「ご使用水量等のお知らせ」（検針票）、または「納入通知書兼領収書」等でご確認ください。

【お問い合わせ】 料金サービス課 収納整理係（☎941-7834）

【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日、祝・休日は受付は行っていません。）

※ご連絡の際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。



◆ご連絡いただく事項◆

- 住所（アパート名・部屋番号）
- 氏名
- ご連絡先の電話番号
- 水道の使用を開始する日
- 前住所での水道中止手続きの有無

◆口座振替の手続き方法◆

お客様の通帳、印鑑、水道番号が分かるもの（検針票・納入通知書兼領収書等）をお持ちになり、直接県内金融機関又は郵便局の窓口で手続きを行ってください。

★お支払いは便利な口座振替をお勧めします。



◆ご連絡いただく事項◆

- 水道番号
- 現住所（アパート名・部屋番号）
- 氏名
- 水道の使用を中止する日
- お引越し先の住所
- ご連絡先の電話番号
- 精算方法